諮問番号:情報公開諮問第3号

答申番号:川情審査情公答申第3号

# 答申書

#### 第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和4年9月21日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和4年9月2日付けで、川口市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長(以下「実施機関」という。)に対し、「川口市大字安行原815番地の1他物流施設(倉庫)新築事業及び市道安行第343号線・市道343-3号線道路拡幅整備事業に係る陳情書」の公開を請求した。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和4年9月21日付けで、請求人の公開請求に係る公文書の名称又は内容を「川口市安行第343号線・343-3号線道路整備及び新築計画に関する陳情書」と特定し、公開しない部分を「①陳情書に記載のある住所、氏名、電話番号、説明資料に記載のある説明担当者の氏名、②説明資料に記載のある法人情報」とし、公開しない理由を「①については、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号に該当し、非公開とするもの。②については、市内において事業を計画している法人に関する情報であって、計画段階の情報を公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第4号に該当し、非公開とするもの。」として、上記公開しない部分以外の部分を公開する部分公開決定を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、条例第7条第2号により非公開とされた箇所 の公開を求め、令和4年9月28日付けで本件審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し実施機関は、令和4年10月19日、条例第17条の規

定により当審査会に諮問した。

#### 第3 審査関係人の主張

- 1 請求人は、本件部分公開決定について、条例第7条第2号により非公開とした部分の公開を求め、以下のように主張した。
- (1) 氏名等は、条例第7条第2号ただし書イの規定による情報と判断できるものである。
- (2) 請求人は、開発行為等に係る開発事業者側の一員でもあるが、事業計画 に対する反対住民との意見交換、協力要請のためにも氏名等は公にすべき 情報である。
- 2 実施機関は、当審査会に対し、令和4年10月19日付け弁明書を提出し、 本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、その理由として、次のとおり主張した。
- (1) 条例第7条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの(ただし、同号ただし書アイウに掲げる情報を除く。)」を非公開情報としている。
- (2) これを本件についてみるに、住民の氏名等は、条例第7条第2号の特定 の個人を識別することができるものに該当することは、明白である。また、 同条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、 公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日 経過

令和4年12月6日 実施機関からの意見聴取

令和5年2月8日 書面審査

令和5年4月5日 請求人による口頭意見陳述

令和5年6月29日書面審査令和5年8月21日書面審査令和5年10月23日書面審査

## 第5 審査会の判断

- 1 請求人は、本件審査請求において、実施機関が部分公開決定処分において 非公開とした情報のうち、「陳情者の住所、氏名及び陳情代表の住所、氏名」 の公開を求めるものであるが、当該情報は、本件条例第7条第2号本文の規 定する個人識別情報に該当することは明らかである。
- 2 また、本件の「陳情者の住所、氏名及び陳情代表の住所、氏名」は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にすることが必要であると認められるような事情も存しないから、条例第7条第2号ただし書イに該当するとはいえない(なお、請求人は、氏名等は条例第7条第2号ただし書イの規定による情報と判断できるものである旨主張するが、そのように判断することができる具体的理由・根拠については述べていない)。
- 3 以上のとおり、請求人が本件審査請求において公開することを求める「陳情者の住所、氏名及び陳情代表の住所、氏名」は、条例第7条第2号本文の規定する非公開情報に該当し、かつ、同号ただし書イに該当するとはいえないことが明らかであるから、これらを非公開とした実施機関の部分公開決定には誤りはないということができる。
- 4 よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年11月20日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員(会長) 馬 橋 隆 紀

委員 飯塚 肇

委員 田村泰俊